

令和元年9月27日
電力・ガス取引監視等委員会

特定小売供給約款以外の供給条件の認可に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可に関する認可申請について審査を行い、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

本年10月1日より消費税等率の変更されることを受けて、電力各社の小売電気部門から特定小売供給約款供給約款の変更の届出があったところ。

これを受け、現在すでに経済産業大臣の認可を受けた特定小売供給約款以外の供給条件について、本年10月1日から適用される約款においても引き続き同一の取扱いとするための申請が、東北電力、東京電力エナジーパートナー及び九州電力からあった。

当該認可申請を受け、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがありましたので、委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

2. 添付資料

- ・特定小売供給約款以外の供給条件の認可について(回答)

※本ニュースリリースは第231回の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 遠藤
担当者: 飯沼
電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)
03-3501-1552(直通)

特定小売供給約款以外の供給条件の認可申請の概要

(災害に伴う特別措置)

① 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る工事費負担金等の特別措置

申請者 : 東北電力

② 平成28年4月に発生した熊本県熊本地方における地震の被害に伴う災害特別措置

申請者 : 九州電力

③ 令和元年9月に発生した台風15号の被害に伴う災害特別措置

申請者 : 東京電力エナジーパートナー